

労 審 発 第 5 6 2 号  
平成21年11月30日

厚生労働大臣  
長妻 昭 殿

労働政策審議会  
会長 諏訪 康雄

平成21年11月30日付け厚生労働省発基労1130第1号をもって諮問のあった「雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令案要綱（労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正関係）」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成 21 年 11 月 30 日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

労働条件分科会

分科会長 岩村 正彦

「雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令案要綱（労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正関係）」について

平成 21 年 11 月 30 日付け厚生労働省発基労 1130 第 1 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成21年11月30日

労働条件分科会

分科会長 岩村 正彦 殿

労災保険部会

部会長 岩村 正彦

「雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令案要綱（労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正関係）」について

平成21年11月30日付け厚生労働省発基労 1130 第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、審議の結果、下記のとおり結論を得たので報告する。

記

「雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令案要綱（労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正関係）」について、厚生労働省案は妥当と認める。